

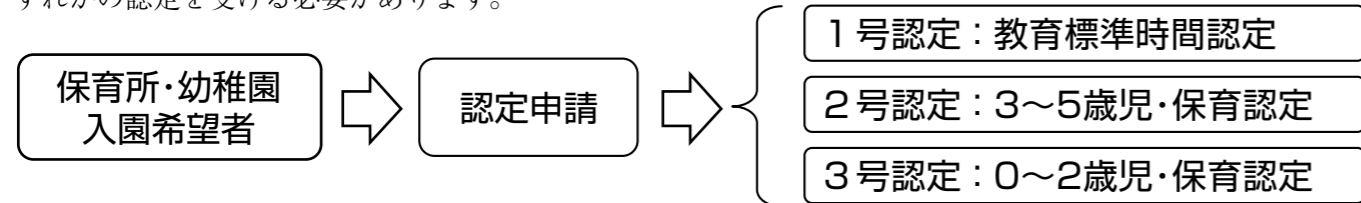
平成27年度 保育所・幼稚園入園申込み ご希望のみなさまへ

～次年度から『子ども・子育て支援新制度』がスタート!～

『子ども・子育て支援新制度』では、市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性や必要量など、子育て環境や子どもの状況に応じた認定を受けて、保育所や幼稚園に申し込む流れになります。

< 保育・教育認定制度 >

新制度導入に伴い、保育所や幼稚園の利用を希望する保護者の方は、下記に示す『3つの認定区分』のうち、いずれかの認定を受ける必要があります。



◆ 1号認定◆

対象：子どもが満3歳以上で、幼稚園を希望する場合（西原町では、来年度は4歳、5歳を対象とします）

◆ 2号認定◆

対象：子どもが満3歳以上で『保育の必要な事由』（下記参照）に該当し、保育所を希望する場合

◆ 3号認定◆

対象：子どもが満3歳未満で『保育の必要な事由』（下記参照）に該当し、保育所を希望する場合

『保育の必要な事由』…以下のいずれかに該当することが必要です。

- ① 就労…フルタイムのほか、パートタイム、夜間勤務、居宅内労働（自営業、在宅勤務等）など基本的にすべての就労が対象。ただし、一時預かりで対応可能な短時間勤務は除く。
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居または長期入院等している親族の常時介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動…起業準備を含む。
- ⑦ 就学…職業訓練校などにおける職業訓練を含む。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として西原町が認める場合
※ 同居親族の方が保育所入所希望の子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

< 幼稚園の平成27年度の入園申込み受付について >

幼稚園の認定申請と入園申込みは11月中旬頃となる予定です。
詳細が決まり次第、広報誌、ホームページ等でお知らせします。

【お問い合わせ】 福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311 / 教育部教育総務課 学務係 ☎945-3655

平成27年度

新規・継続

保育所入所児童募集



【入所対象児童】

西原町内にお住まいで保育の必要な事由に該当し、2号認定・3号認定いずれかの認定を受けた方
（保育の必要な事由：保護者が仕事や看護・介護、病気・障がい、妊娠・出産等のため家庭保育が困難な世帯。7ページ参照）

【認定申請・入所申込受付期間及び受付場所】

11月12日（水）から11月28日（金）まで

受付時間：9：00～17：00（土日、祝日、開庁日の12：00～13：00を除く）

受付場所：西原町役場研修・閲覧室（3階）・各保育所（在園児と在園児のきょうだいのみ）

- ☆ 申込用紙等は、福祉部福祉課または各保育所で10月20日（月）より配布予定です。
- ☆ 保育所へ入所希望の方は、全員お申し込みが必要です。また認定申請書及び入所申込書は、児童1人につき1枚の提出が必要です。ご注意ください。
- ☆ 保育料の滞納は認められません。保育料滞納世帯のお申し込みは、福祉部福祉課の窓口でご相談ください。

【認定区分】

2号認定：3～5歳で保育園希望（幼稚園併願者含む） 3号認定：0～2歳で保育園希望

- ☆ 申請書類の審査後、保育の必要な事由に該当する方には認定証を交付します。
- ☆ 申込児童が定員を上回る場合は、優先度の高い方から順次、入所承諾を行います。そのため、認定証が交付されても必ず入所できるわけではありません。あらかじめご理解ください。

【保育必要量の区分】 保護者の勤務時間等に応じて、施設利用時間を設定することになります。

「保育標準時間」利用：保護者の勤務時間等が、1週間あたり30時間以上の方が対象。施設利用時間は1日最長11時間（原則8時間保育）。

「保育短時間」利用：保護者のうちいずれか一方の勤務時間等が、1週間あたり16時間以上30時間未満の方が対象。施設利用時間は、1日最長8時間。

	保育所（園）名	所在地	電話番号	定員
公 立	坂田保育所	翁長665	945-5306	100人
認 可	西原白百合保育園	翁長303	945-4534	120人
	愛和保育園	小那覇337-2	945-4418	120人
	さざなみ保育園	安室196-1	945-1164	110人
	さざなみ保育園(分園)	桃原76	945-3535	40人
	小川保育園	小橋川1-2	946-6057	70人
	さくらんぼ保育園	翁長523-12	946-1340	120人
	さわふじ保育園	小波津586-8	946-2540	100人
	さうんど保育園	棚原183-1	945-2397	90人
	西原保育園	与那城172	943-3727	120人

【保育時間】 7：15～18：15（月曜～土曜） ※日曜、祝日、年末年始は休園

保育時間は、原則8時間となっています。各園のご協力により、上記時間を開所時間としています。
「保育短時間」利用の認定を受けた方の通園時間は、現在実施園と協議中です。

【延長保育】 保育時間、利用料金など、現在実施園と協議中です。

（仮称）障がい児保育ご希望の方

【（仮称）障がい児保育】

心身に障がいをもち、保育の必要な事由に該当し、集団保育が可能な児童が対象

- ◇ 対象児童の身体・療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写しを添付してお申し込みください。
※ 診断書の提出を求める場合があります。
※ 特別児童扶養手当更新時期のため、受給者証が手元がない場合は届き次第提出をお願いします。
- ◇ （仮称）障がい児保育の申込みは、西原町役場のみでの受付となります。



【お問い合わせ】 福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311